



平成 26 年 6 月

受益者の皆様へ

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

**「ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）」
信託終了（繰上償還）予定に関するお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託「ドイチェ・日本株式ファンド（トピックス連動型）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）することを予定しておりますのでご案内申し上げます。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還の理由

当ファンドの運用指図に関する権限を委託しているノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社より、当ファンドの運用に係る投資一任契約の解除の申し出を受けました。これに伴い、ファンドを存続させるために様々な方法を模索・検討いたしましたが、ファンドの運用の基本方針に則った運用を継続することが困難であると判断したため、信託契約を解約し繰上償還することといたしました。

2. 繰上償還予定日

平成 26 年 9 月 26 日

3. 繰上償還に係る異議申立てについて

<異議申立て期間：平成 26 年 6 月 12 日から平成 26 年 7 月 15 日まで>

この繰上償還にご同意いただける場合は、特別なお手続きの必要はございません。

この繰上償還につきまして、平成 26 年 6 月 12 日現在の受益者の方は、上記の異議申立て期間内に弊社に対し、書面をもって異議を申立てることができます。

異議申立て期間内に、ご異議の申し出のあった受益者の受益権の合計口数が平成 26 年 6 月 12 日現在の受益権総口数の二分の一を超えない場合は、予定通り当ファンドの繰上償還を行います。

なお、異議を申し立てた受益者の受益権の合計口数が平成 26 年 6 月 12 日現在の受益権総口数の二分の一を超えた場合は、繰上償還は行いません。この場合、繰上償還を行わない旨を異議申立て期間終了後、速やかに受益者の皆様へご通知いたします。

繰上償還を行うかどうかの結果につきましては、当社のホームページ上でお知らせいたします。

（注）「異議申立て」とは、投資信託及び投資法人に関する法律に定められた手続きであり、約款の重大な変更や繰上償還を行う際に必要とされる手続きです。



4. 異議申立ての手続きについて

予定しております当ファンドの繰上償還に対し、ご異議のある受益者の方は官製はがき等の書面に、以下の内容をご記入の上、**平成26年7月15日必着**で、下記宛先にご郵送下さい。

(1)宛先

〒100 - 6173 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号 山王パークタワー
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 私書箱 40 号 「異議申立て受付」 係

(2) ご記入いただく内容

- ① 住所
- ② 氏名（ご記名、ご捺印）
- ③ 電話番号（日中連絡先）
- ④ ファンド名、口数
- ⑤ 取扱販売会社、取引店名、口座番号
- ⑥ 繰上償還に対し異議を申し立てる旨

（異議申立てに当たっての留意事項）

- ・このお知らせは、平成26年6月12日現在において当ファンドを保有している方（受益者）にご送付しております。なお、平成26年6月12日以降に当ファンドの購入のお申込みをいただいた場合は、受益権の取得が平成26年6月13日以降となるため、当該受益権については上記の異議申立ての権利はございませんのでご了承下さい。
- ・平成26年7月16日以降、弊社到着分につきましては、ご異議を無効とさせていただきます。
- ・異議申立書の記載内容に不備がある場合等は、ご異議を無効とさせていただきます場合があります。
- ・ご異議のお申し出のあった受益者につきましては、受益者及び受益者の保有口数等を確認させていただく必要がございます。このため、ご異議のお申し出のあった受益者に関しましては、販売会社と弊社及び受託会社との三者間で当該受益者に関する情報を共有することにご同意いただけたものとなります。
- ・必要がある場合には本人確認のための書類等をご提出いただくことがあります。
- ・ご異議の申し出のあった受益者の個人情報、この度の繰上償還手続きに関する事務等を行うためのみに使用いたします。個人情報の取扱いについては、インターネット上の弊社ホームページに掲載しておりますプライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）をご参照下さい。

5. 買取請求の手続きについて

＜買取請求の受付期間：平成26年7月23日から平成26年8月11日まで＞

繰上償還が決定された場合、ご異議のお申し出のあった受益者の方は、買取請求の期間内に、自己に帰属する受益権を、当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が受益者からの買取請求に係る必要書類を受理した日の解約価額）で、弊社所定の手続きに基づき、受託会社に対し、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。なお、買取請求手続きにつきましては、ご異議のお申し出をされた受益者の方に別途ご案内申し上げます。

（買取請求に当たっての留意事項）

- ・平成26年8月12日以降は、上記の買取請求の受け付けは行いません。
- ・買取請求には諸般の手續が必要となるため、買取代金のお支払いまでには通常の解約請求よりも日数を要する場合がありますのでご注意ください。
- ・お取り扱い額は、銀行口座への振込手数料及び買取計算書の送付費用等が差引かれる為、申込受付日が同じ場合、買取請求は解約請求に比べて少なくなります。
- ・異議を申立てた受益者は必ず買取りを請求しなければならないということではありません。
- ・買取請求受付期間中についても、上記の繰上償還に対して異議を申し立てたか否かにかかわらず、取扱販売会社において通常通り当ファンドの解約請求を受付しております。
- ・上記の買取請求を行った受益権については、通常の解約請求を行うことはできなくなります。
- ・買取請求を行った場合、ご自身での納税手續が必要となりますのでご注意ください。課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

6. 繰上償還が決定した場合の取得申込み及び解約請求の受付について

以下の通りの取扱いとさせていただきます。

取得申込みの受付	平成26年7月18日まで
解約請求の受付	平成26年9月25日まで

7. お問い合わせ先について

〒100 - 6173 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号 山王パークタワー
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
フリーダイヤル：0120-442-785（受付時間：弊社営業日午前9時から午後5時まで）

以上